

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請をお忘れなく

児童課 ☎66・1108

◎児童扶養手当

離婚、行方不明、死亡などで父親と生計を共にしていない児童や、父親が重度(身体障害者手帳1・2級程度)の障害者である家庭の児童を養育している方などに支給しています。ただし、公的年金を受給している人には支給されません。

支給期間 申請の翌月から18歳に達する年度の3月まで

手当月額

- 児童1人：4万千880円
- 児童2人：4万6千880円
- 児童3人以上：児童2人の金額に1人増すごとに3千円を加算

支給月 4月・8月・12月

※所得制限により、減額したり、支給できない場合があります。

◎特別児童扶養手当

精神または身体に重度・中度程度の障害がある20歳未満の児童を養育している方に支給します。重度とは、療育手帳A判定または身体障害者手

帳1・2級程度です。中度とは、療育手帳B判定、身体障害者手帳3級程度または4級で、下肢傷害や音声・言語機能障害などがある方です。また、内部機能障害の方は、手帳の等級にかかわらず、診断書の提出により認められる場合があります。

支給期間 申請の翌月から20歳の誕生日の前日の月まで

手当月額 (児童1人につき)

- 1級 5万900円
 - 2級 3万3千900円
- 支給月** 4月・8月・11月
- ※所得制限により、支給できない場合があります。

遺児手当(県・市)の申請をお忘れなく

児童課 ☎66・1108

親が離婚・行方不明・死亡した児童や、父親か母親が重度(身体障害者手帳1・2級程度)の障害者である家庭の児童を養育している方などに支給します。

支給期間 県は申請した月から、市は申請した月の翌月から18歳に達する年度の3月まで

手当月額 (児童1人につき) 県の手当：4千500円

市の手当：2千円

支給月 県の手当：4月・8月・12月

市の手当：3月・9月

※所得制限により、支給できない場合があります。

現況届を提出してください

児童課 ☎66・1108

現在、児童扶養手当・愛知県遺児手当・蒲郡市遺児手当・特別児童扶養手当を受給されている方は、現況届を提出してください。届出後、所得確認をしますので、平成16年分の所得について申告がお済みでない方は、至急、申告を済ませておいてください。

期間 8月1日(月)～31日(水)

届出先 児童課児童福祉担当

※届出通知書は、本人あてに郵送します。

児童扶養手当を振り込みます

児童課 ☎66・1108

児童扶養手当8月期支払分(4月分～7月分)を8月10日(水)以降に受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

都市計画案の縦覧

計画開発課 ☎66・1142

縦覧の内容 宝飯都市計画ラグーナ蒲郡地区計画の案

縦覧期間 7月15日(金)～29日(金)

午前8時30分～午後5時15分(閉庁日は除く)

縦覧場所 計画開発課(市役所新館3階)

※縦覧期間中、意見書を市長あてに提出することができます。

なんでも労働相談会

商工観光課 ☎66・1119

解雇、賃金などのあらゆる労働問題に、相談員または弁護士がお答えします。

とき 7月28日(木)・29日(金)

午前10時～午後4時

※弁護士による相談は午後1時～4時(要予約)

ところ 独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構名古屋駐在事務所多目的室(近鉄新名古屋ビル5階)

※当日は電話による相談(☎052・561・9511)も行います。

予約・問合せ 愛知県労働セクター ☎052・962・8592

お気軽にご相談ください 相談は無料。秘密厳守です。

名称	とき	ところ	相談員	問合せ先	名称	とき	ところ	相談員	問合せ先
人権相談 行政 よろず相談	7月13日(木) 午前10時～午後4時	市民相談室	白川 節子 牧 原 正 枝	市民課 ☎66・1110	法律相談 (予約制)	7月27日(木)・8月3日(木) 午後1時～4時 予約受付：7月27日は7月19日(水)、8月3日は7月25日(水)午前8時30分からです。	市民相談室	弁護士	市民課 ☎66・1110
	7月20日(木) 午前10時～午後4時		榎本 保子 鈴木 博子						
税務相談	7月12日(水) 午前10時～午後3時	税務相談室 豊橋分室相談室	税務課 ☎66・1116	介護相談	7月11日(月) 午前9時30分～正午	介護相談員	長寿課 ☎66・1176		